

行政上の義務の履行確保

(百選「I-114」～「I-120」)

問題 001

農業共済組合が、法律上、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、一般私法上の債権と同様、訴えを提起し、民事訴訟法上の強制執行の手段によってこれら債権の実現を図ることは、許されないわけではない。

001 解答：誤り

立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されないとした。

(I-114)

問題 002

農業共済組合が組合員に対して有する共済掛金等の債権について、法が一般私法上の債権にみられない特別の取扱いを認めているのは、農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から収納するこれらの金円につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の強制徴収の手段によらしめることが、もっとも適切かつ妥当であるとしたからにほかならない。

002 解答：妥当である。(I - 1 1 4)

問題 003

農業共済組合連合会は、その会員たる農業共済組合に代位して、農業共済組合の組合員に対し、その債権を訴求することができる。

003 解答：誤り

元来、農業共済組合自体が有しない権能を農業共済組合連合会が代位行使することは許されないとした。

(I - 1 1 4)

問題 004

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たらないというべきである。

004 解答：誤り

法律上の争訟に当たるとした。(I - 1 1 5)

問題 005

国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される。

005 解答：妥当である。(I - 1 1 5)

問題 006

憲法 31 条はかならずしも刑罰がすべて法律そのもので定められなければならないとするものでなく、法律の授權によってそれ以下の法令によって定めることもできると解すべきである。

006 解答：妥当である。(I - 1 1 6)

問題 007

条例は、法律以下の法令といっても、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、むしろ国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、法律の授権が相当な程度に具体的であり、限定されておればたりる。

007 解答：妥当である。(I - 1 1 6)

問題 008

地方自治法の各条項のように法律の授権が不特定な一般的の白紙委任的なものにおいて、条例をもって罰則を定めることができるとしたのは、憲法31条の意味において法律の定める手続によって刑罰を科するものということとはできない。

008 解答：誤り

地方自治法の各条項のような相当に具体的な内容の事項につき、限定された刑罰の範囲内において、条例をもって罰則を定めることができるとしたのは、憲法31条の意味において法律の定める手続によって刑罰を科するものということができるとした。(I - 1 1 6)

問題 009

道路交通法70条の安全運転義務は、同法の他の各条に定められている運転者の具体的個別的義務を補充する趣旨で設けられたものであり、同法70条違反の罪の規定と右各条の義務違反の罪の規定との関係は、いわゆる法条競合にあたるものと解される。

009 解答：妥当である。(I - 1 1 7)

問題 010

道路交通法の各条の義務違反の罪のうち過失犯処罰の規定を欠く罪の過失犯たる内容を有する行為について、同法70条の安全運転義務違反の過失犯の構成要件を充たすとしても、その処罰規定が適用されるものと解することはできない。

010 解答：誤り

処罰規定が適用されるものとした。(I - 1 1 7)

問題 011

入場税法17条の3（当時）は、事業主たる、人の「代理人、使用人その他の従業者」が入場税を連脱しまたは連脱せんとした行為に対し、事業主として右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定した規定と解すべきである。

011 解答：妥当である。（I - 1 1 8）

問題 012

入場税に関する従業員等の連脱行為につき、本件連脱行為がたとえ行為者らにおいて横領の目的をもって行われたものであったとしても、入場税法の両罰規定の要件に少しの影響も及ぼすものとは解せられない。

012 解答：妥当である。（I - 1 1 8）

問題 013

法人税法43条（改正前）の追徴税は、申告納税の実を挙げ
るために、本来の租税に付加して租税の形式により賦
課せられるものであるが、その実は申告納税を怠ったも
のに対する制裁的意義を有するものに他ならず、同法48
条1項および51条の罰金と、その性質を同じくするもの
である。

013 解答：誤り

追徴税は、制裁的意義を有することは否定し得ないが、
罰金とは、その性質を異にするものと解すべきであると
した。（I - 1 1 9）

問題 014

憲法39条の規定は、刑罰たる罰金と追徴税とを併科する
ことを禁止する趣旨を含むものでない。

014 解答：妥当である。（I - 1 1 9）

問題 015

法人税法 43 条（改正前）の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定のやむを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによって、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以って納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。

015 解答：妥当である。（I - 1 1 9）

問題 016

独占禁止法に定める課徴金は、カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として、刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰と、その趣旨・目的、性質等を同じくするものである。

016 解答：誤り

刑事罰とその趣旨・目的、性質等を異にするものとした。
（I - 1 2 0）

問題 017

刑事罰としての罰金を科すほか、さらに独占禁止法に定める課徴金の納付を命ずるとしても、それが二重処罰を禁止する憲法 39 条に違反することになるものでないことは明らかである。

017 解答：妥当である。(I - 1 2 0)